

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年10月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月18日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成26年11月11日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 湯谷地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北村菱池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北村地区	〃
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 嫁坂地区	〃
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 台尾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上岩破地区	〃